

2018年度これだけは知っておきたい 「改正税法の手引き」

JPBM
JPBM発第 17023 号
平成 29 年 11 月 21 日
株式会社JPBM
TEL:03-5295-4620
FAX:03-3526-3051
http://www.jpbm.or.jp

【先行予約受付開始！2月上旬発行予定】⇒1月26日(金)までにお申込みください！

今年度は発行が1か月早まります。確申前の速報セミナー等、いち早い、お客様対応ツールとして是非ご利用ください！

- *QRコードにて気になるポイント情報を即座に検索可能!!
- *施行時期に応じて現在有効な改正点を一目で閲覧!!
- *最終面(表4)を広告・告知スペースとしての活用可能!!

※本年未発表予定の平成30年度税制改正大綱の内容を前提にしています。

【会員予約特別価格】



見本(表紙+最終面(広告活用イメージ))
※広告制作費(18,000円~/税別)、印刷代(10,000円/税別)別途承ります。

	部数	会員通常販売価格(消費税別・送料込)	
		名入れあり	名入れなし
	パンフレット		
1	10部	名入れは50部より	4,700円
2	50部	29,250円	18,800円
3	100部	43,875円	32,900円
4	200部	66,690円	56,400円
5	300部	87,750円	77,550円
6	500部	128,700円	117,500円
7	1000部	239,850円	230,300円

	部数	販売価格(消費税別・送料込)	
		名入れあり (表紙+最終面の2ヶ所)	名入れなし
1	10部	名入れは50部より	4,300円
2	50部	27,500円	17,200円
3	100部	41,250円	30,100円
4	200部	62,700円	51,600円
5	300部	82,500円	70,950円
6	500部	115,500円	107,500円
7	1000部	220,000円	210,700円

ご予約からの流れ



1. 先行予約締切日：平成30年1月26日(金)
2. ご予約後のキャンセルは原則としてお受け出来ません。御注意願います！！

- ◆申込方法：「購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- ◆支払方法：口座引落(3月上旬に口座引落予定(手数料114円、ご希望によりお振込も可能です)。※お問合せ先：(株)JPBM 担当：山形、松本、若松 03-5295-4620

- 「名入れあり」をご希望の場合は「名入れ版下作成費」が別途かかります。
 - ① 新規作成の場合 ￥7,000円(税別)
 - ② 2017年度の版下に修正を加える場合 ￥4,000円(税別)
 - ③ 2017年度をそのまま利用の場合 無料
- 最終面(表4)を広告・告知スペースとして活用することをご希望の方は、担当：山形までご連絡(03-5295-4620)ください。別途ご説明いたします。
- 『平成30年度 税制改正の要点解説』も販売します。定価より割引き特価となり大変お得です。価格は確定し次第お知らせ致します(予価800円/税別 3月上旬確定予定、昨年実績800円(税別)3月下旬納品予定)。『税制改正の要点解説』は別送になります(送料別途400円/税別)。ご注文は1部より承ります。

・版下の原稿になりますので、はっきりと正確にお書きください。
・ロゴの印刷も可能です。新規の場合は別途版下をお手配いただきます。
※最終面(表4)の広告・告知スペース活用をご希望の方へは別途ご案内します。

2018年度これだけは知っておきたい改正税法の手引き

予約申込書

会員用

A表紙名入れ原稿部分 ロゴを(使用する・使用しない)○をお付けください。

表紙名入れ見本

2018年度
税制改正の手引き

①JPBM 事務所
②JPBM 太郎

①
②

※上図の枠内に、事務所名、代者名及びロゴを使用する場合はその位置を指示して下さい。(なお印刷実寸は縦5cm×横20cm以内となります)

B最終面名入れ原稿部分 ロゴを(使用する・使用しない)○をお付けください。

裏表紙名入れ印刷見本(イメージ)

編集	JPBM事務所 税理士 JPBM太郎 〒101-0000 東京都千代田区神田1-2-* Tel 03-1234-567* fax 03-1234-567* URL http://www.ab*.gr.jp	…③ …④ …⑤ …⑥⑦ …⑧
発行所	一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会 株式会社JPBM 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2-1 カルフル神田ビル9F Tel 03-5295-4620 Fax 03-3526-3051 URL http://www.jpbm.or.jp	

③事務所名	A ①と異なる場合のみご記入ください。
④代表者名	A ②と異なる場合のみご記入ください。
⑤所在地	〒 —
⑥TEL	— —
⑦FAX	— —
⑧メール/HPアドレス	

会員No	申込日：平成 年 月 日		
会員事務所名			
所在地	〒 —		
	TEL — —		
	FAX — —		
請求先名	※会員事務所名と請求先宛名が異なる場合のみご記入ください。		
フリガナ		フリガナ	
担当部署		担当者氏名	

【注文欄】該当部分に○印を付けてください。

◆注文部数：(10・50・100・200・300・500・1000)部
*上記以外のご希望部数()部 ※10部単位でご記入ください。

◆名入れを (希望する・希望しない)

(名入れ希望の方のみ(50部以上))名入れ版下は

1. 各手引きご利用の版下を使用する
2. 各手引きご利用の版下に修正を加える
3. 新規作成する

◆最終面(表4)を広告・告知スペースとして
(活用する・活用しない)

※『平成30年度税制改正の要点解説』注文部数()部

予価800円(税別・3月上旬確定予定/昨年実績800円/税別) 要点解説のお申込は1部より承ります(送料別) 販売価格が決まり次第改めてご案内いたします。

■平成30年度税制改正に向け議論されている主なポイント(各省の改正要望や税制調査会等を参照)

	テーマ	内容
1	所得税諸控除の抜本見直し	昨年の改正で配偶者控除・配偶者特別控除が見直されましたが、さらに働き方の多様化等を踏まえ、基礎控除・所得控除・税額控除等を今後数年かけて見直される予定。給与控除額を縮小し基礎控除拡大等、高所得会社員は増税に。
2	事業承継税制の大幅緩和	代替わりを促すため、(1)「納税猶予」制度から5年間事業継続後の「納税免除」制度に(2)雇用要件(5年間で8割以上の雇用を維持)の完全撤廃(3)議決権株式総数の100%を対象、等今後10年間で承継推進案。
3	M&A・事業譲渡等への税負担軽減	事業承継時の多様な手法への対応として、(1)株式・事業への譲渡益や事業譲渡の資産移転等に係る税負担軽減(2)ファンドからの出資時における中小企業関連優遇税制の適用(3)不動産移転に関する関連税の軽減等を検討。
4	所得拡大促進税制の拡充	人材投資の後押しとして、現在の税制(給与等支給額の増加額10%を税額控除(法人税額の10%(中小20%)が上限))を延長、さらに3%以上の賃上げ率にて対象を絞り、税額控除できる範囲を拡大、法人税減税とも連動する方向で検討。
5	都市農地保護に向けた措置	2022年問題に向けて改正都市緑地法にて30年放出期限の延長が認められましたが、さらに税制の後押しとして都市農地の保全を推進するための土地利用規制等に応じた税制措置を創設予定。
6	国際課税:PEの範囲拡大	BEPS(国際的税制の課税逃れ問題)への対処から、30年度改正では「恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止」があげられています。例えば物流センター事業でのPE回避による税負担軽減を防止するPE範囲の拡大等。
7	診療所等の相続時納税猶予	相続発生時において、当該診療所(病院)を5年間継続して運営することを要件に、「医療に必要な資産額(診療所・病院のための土地・建物および一定の医療機器等)」に相当する相続税の額の猶予を検討。
8	申告・納税手続きの電子化整備	行政手続きのコスト削減と事業者の生産性向上を図るため、大法人の電子申告100%の目標設定(基本計画)や年末調整手続きの電子化、住民税における特別徴収税額通知の電子化等、簡便で利便性の高い仕組みを検討。



平成30年度税制改正の目玉としては、数年をかける大掛かりな所得税の抜本の見直しと、中小企業の後継者問題に直結する事業承継税制が柱となりそうです。特に事業承継関連の税制措置は、組織再編(事業ポートフォリオ転換、自社株対価)やM&A、事業譲渡まで波及する本格的な施策が検討されています。